

議案第57号

木津川市国民健康保険条例の一部改正について

木津川市国民健康保険条例（平成19年木津川市条例第123号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）」が令和4年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

木津川市国民健康保険条例（平成19年木津川市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る木津川市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

参考資料（議案第57号）

木津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第4条（略） （出産育児一時金）	第1条～第4条（略） （出産育児一時金）
第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、 <u>408,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。	第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、 <u>404,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。
2（略）	2（略）
第6条～第16条（略）	第6条～第16条（略）